

裏面も必ずご確認ください

(裏面)

(3) 代理人が確認する場合は、下記の代理確認（受給）に記入してください。
※代理確認等を行う場合は、必ず本人及び代理人の本人確認書類の写しが必要

代理人が確認する場合にのみご記入ください
※代理確認の場合は、必ず本人及び代理人
の身分証明書を添付してください

【代理確認・受給を行う場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。					署名 本人氏名

■添付書類について

①本人（代理人）確認書類

○表面上部に記載の口座以外の口座への振込みを希望される場合 または
代理人が確認（受給）する場合 には、必ず提出してください。

（※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付）

○「公金受取口座」への振込希望の方は、必ずマイナンバーカード（表・裏両面）の写し
を添付してください。

○顔写真付きの身分証明書は1点、顔写真がない場合は
・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等
・健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療証

表面上部の枠に記載の「支給口座」に振込みを希望される
場合は、添付書類は必要ありません。

【その他の口座への振込み、代理確認等を希望される場合】

①本人(代理人)確認書類、②口座確認書類は、
必ず添付してください

※書類不備が解消されない場合は、給付金は支給されません

②振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

○表面上部に記載の口座以外の口座で、「（2）給付金の振込先口座の変更等」の欄に記入
した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出
してください。

※表面上部に記載の口座、または公金受取口座への振込みを希望される場合は不要です。

※注意 本確認書、または本人確認書類や振込先金融機関口座確認書類の添付もれ（書類
不備による再提出を含む）など、提出期限までに必要書類の提出がない場合は、
給付金の支給を受けることを辞退したものとみなしますので、ご了承ください。

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。 「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不